

IV

ごみ処理事業

IV ごみ処理事業

1. 令和6年度ごみの排出状況

函館市では、平成14年度から「家庭ごみ処理の有料化」および「プラスチック容器包装の分別収集」などの施策を実施しており、以前と比べるとごみ排出量は大幅に減量化されている。

また、平成17年度から廃プラスチック、繊維類、ゴム、皮革類を「燃やせるごみ」としたことにより、「燃やせないごみ」の排出量が大きく減少し、埋立処分量も大きく減少した。

令和6年度は、コロナ禍後の行動制限の緩和を始め、人口減少や物価高騰のほか、日乃出清掃工場焼却炉の更新工事に伴うごみ排出抑制への市民協力等により、家庭系ごみは減少、また、事業系ごみにおいても、観光面の回復により、びん・ペットボトル等の排出量が増加したものの、全体としては減少し、集団資源回収を除く総排出量は前年度と比べ約3.6%減少した。

市民1人1日当たりのごみ排出量（原単位）も、前年より22g減少し1,077gとなったほか、家庭系の原単位も前年より18g減少し670gとなった。

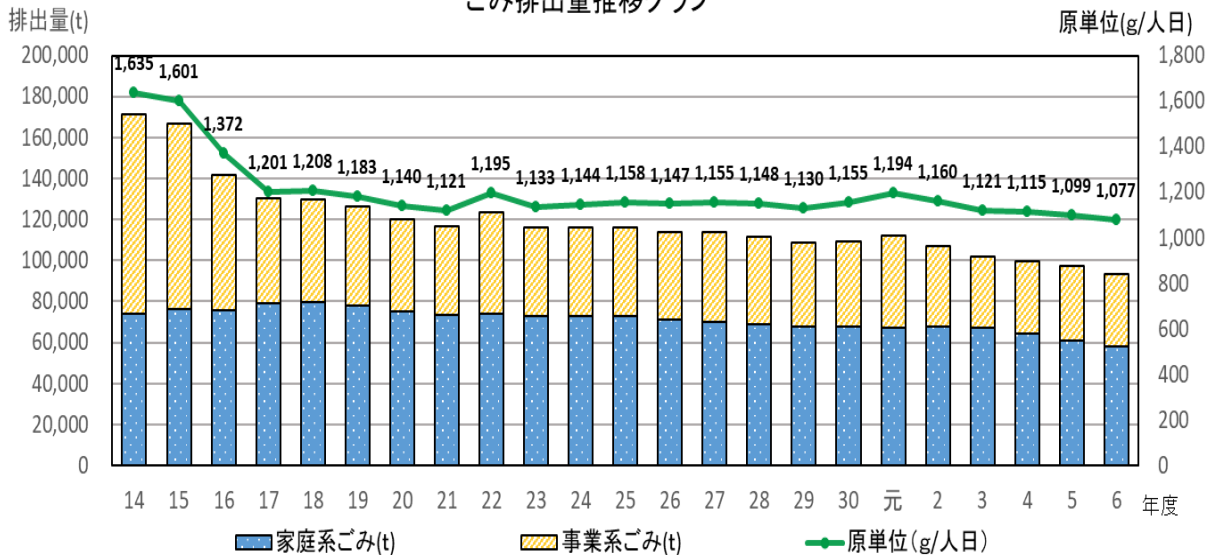
【令和6年度一般廃棄物排出量内訳】

区 分	家庭系ごみ	事業系ごみ	総排出量	原単位 (g/人日)
燃やせるごみ	39,172	31,797	70,969	-
燃やせないごみ	6,364	2,146	8,510	-
缶・びん・ペットボトル	3,850	1,031	4,881	-
プラスチック容器包装	2,570	13	2,583	-
その他	727	0	727	-
小 計	52,683	34,987	87,670	-
集団資源回収	5,388	0	5,388	-
し尿し渣・下水道し渣	0	243	243	-
合 計	58,071	35,230	93,301	1,077 ※(670)

(単位：t)

※()内は家庭系原単位

ごみ排出量推移グラフ



2. 令和6年度ごみ排出量各種区分別割合

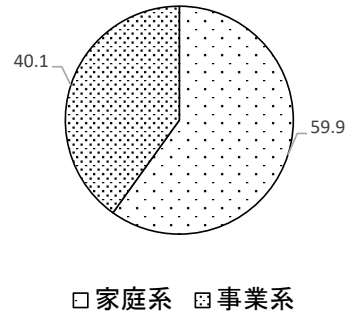
※集団資源回収を除く

家庭系・事業系別

(単位：%, t)

区分	割合	排出量
家庭系	59.9	52,683
事業系	40.1	35,230
計	100	87,913

家庭系・事業系別排出割合(%)

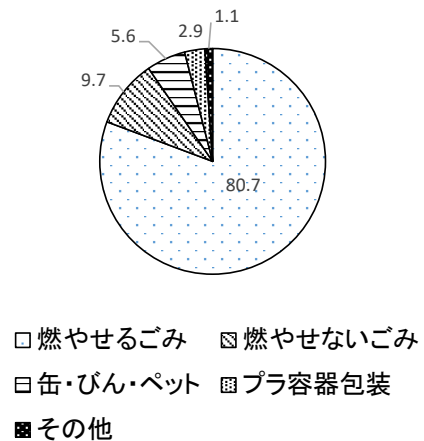


ごみ種類別

(単位：%, t)

区分	割合	排出量
燃やせるごみ	80.7	70,969
燃やせないごみ	9.7	8,510
缶・びん・ペット	5.6	4,881
プラ容器包装	2.9	2,583
その他	1.1	970
計	100	87,913

ごみ種類別排出割合(%)



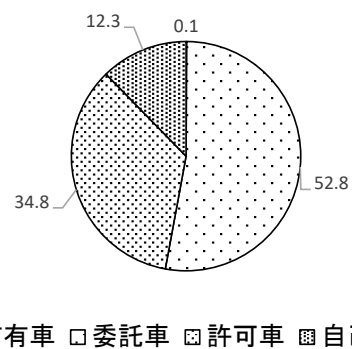
収集方法別

(単位：%, t)

区分	割合	排出量
市有車	0.1	83
委託車	52.8	46,393
許可車	34.8	30,617
自己搬入	12.3	10,820
計	100	87,913

※市有車，委託車は，市の直営収集。

収集方法別割合(%)

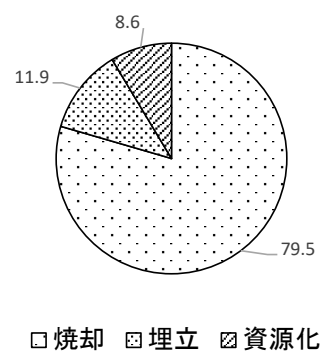


処分方法別

(単位：%, t)

区分	割合	排出量
焼却	79.5	69,914
埋立	11.9	10,460
資源化	8.6	7,539
計	100	87,913

処分方法別割合(%)



3. 年度別ごみ処理実績

(単位：t)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
行政区域内 世帯・人口(※1)	世帯数(世帯)	140,931	140,393	139,379	138,650	
	人口(人)	248,856	245,213	241,184	237,285	
排出内訳	直営収集 (※2,3)	燃やせるごみ	41,138	39,816	38,351	37,016
		燃やせないごみ	2,648	2,530	2,415	2,329
		缶・びん・ペットボトル	4,286	4,204	3,994	3,834
		プラスチック容器包装	2,766	2,737	2,604	2,570
		粗大ごみ	669	555	548	542
		雑ごみ	118	200	190	185
		小計	51,625	50,042	48,102	46,476
	許可業者	燃やせるごみ	27,581	27,966	28,226	27,548
		燃やせないごみ	1,470	1,538	1,849	2,048
		缶・びん・ペットボトル	800	915	982	1,009
		プラスチック容器包装	12	12	10	12
		小計	29,863	30,431	31,067	30,617
	自己搬入	燃やせるごみ	8,521	8,235	7,620	6,648
		燃やせないごみ	5,290	4,625	4,366	4,133
		缶・びん・ペットボトル	42	40	42	38
		プラスチック容器包装	1	1	1	1
		小計	13,854	12,901	12,029	10,820
集団資源回収		6,465	6,387	5,845	5,388	
計		101,807	99,761	97,043	93,301	
うち家庭系ごみ(※4)		67,228	64,516	60,761	58,071	
うち事業系ごみ		34,579	35,245	36,282	35,230	
産業廃棄物		403	403	507	726	
合 計		102,210	100,164	97,550	94,027	
処理内訳	焼 却 処 理	78,223	76,884	75,043	70,269	
	埋 立 処 分	9,445	8,739	8,953	10,831	
	資 源 化	14,542	14,541	13,554	12,927	
	計	102,210	100,164	97,550	94,027	
	焼却残さ(清掃工場からの焼却灰等)	9,809	9,470	9,080	8,146	
	合 計	112,019	109,634	106,630	102,173	
原単位(1人1日当たり排出量 g/人日) (※5)		1,121	1,115	1,099	1,077	
家庭系原単位(1人1日当たり排出量 g/人日) (※6)		740	721	688	670	
リサイクル率(%)		15.0	15.4	14.7	14.6	
最終処分量		18,401	17,239	17,030	17,835	

※1 世帯・人口は、毎年9月末時点。

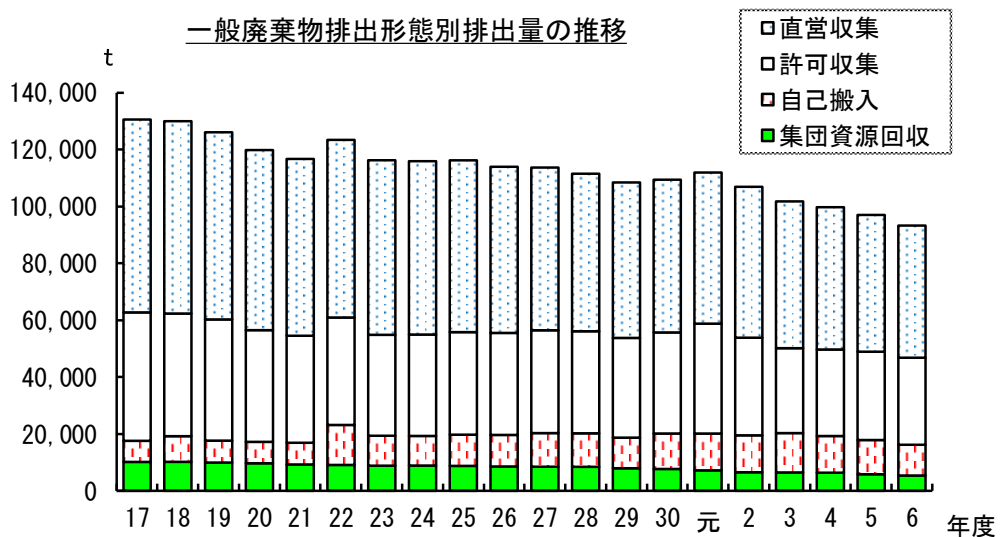
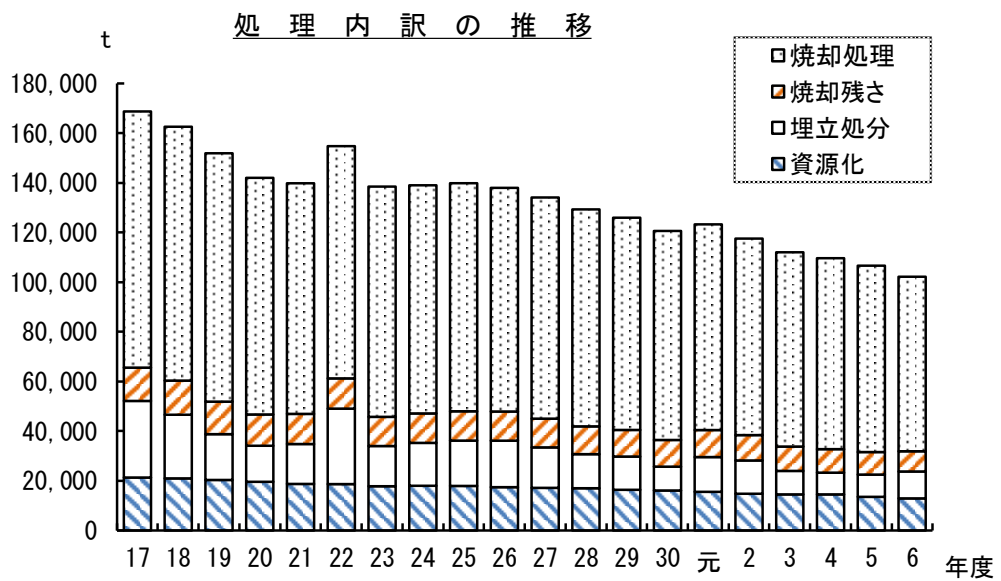
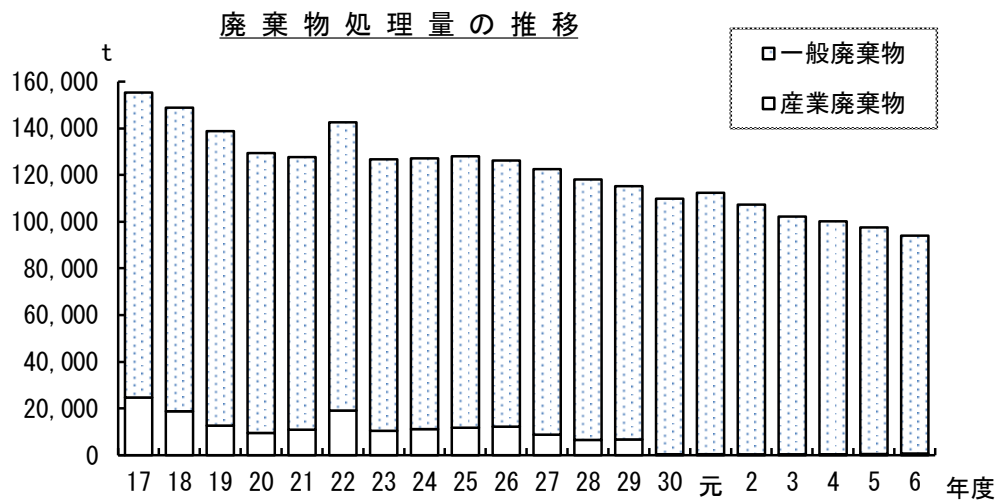
※2 直営収集とは、市有車による収集と市の委託収集を合わせたもの。

※3 直営収集の「燃やせるごみ」および「燃やせないごみ」に東部4支所管内事業系ごみを含む。

※4 家庭系ごみには、集団資源回収分を含む。

※5 原単位(1人1日当たり排出量) = 一般廃棄物排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

※6 家庭系原単位(1人1日当たり排出量) = 家庭系ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数



4. 使用済み乾電池処理状況

(各年度3月31日現在)

生活環境保全の趣旨から、昭和59年度から市が町会、学校、公共施設等に回収箱を設置し、使用済み乾電池の分別収集を開始した。

(1) 回収量 56.22トン（令和6年度）

(2) 回収回数 年4回程度
 ア 収集箇所 245箇所
 イ 収集方法 市が計画的に巡回して収集

(3) 処理方法
 市が回収した使用済み乾電池は、環境部海岸車庫に一時保管し、北見市の野村興産(株)イトムカ鋳業所に処理を委託する。
 ア 令和6年度処理量 54.94トン
 イ 処理委託料 7,068,700円

年度	回収量(t)	処理量(t)	保管量(t)
S59~H21	717.74	593.52	124.22
22	59.40	60.00	123.62
23	64.20	60.00	127.82
24	55.80	60.00	123.62
25	63.04	50.00	136.66
26	54.40	50.00	141.06
27	50.88	50.00	141.94
28	54.72	50.00	146.66
29	53.76	50.00	150.42
30	51.84	50.00	152.26
R元	51.84	50.00	154.10
2	52.16	50.00	156.26
3	52.48	50.00	158.74
4	51.84	130.00	80.58
5	59.30	115.15	24.73
6	56.22	54.94	26.01
計	1,549.62	1,523.61	—

5. 適正排出指導等の推進

(1) 排出方法などに係る調査・指導件数（令和6年度実績） (単位：件)

事由 月	一般住宅 (※1)	集合住宅 (※1)	事業所 (※1)	その他 (道路・公用地・民有地等)	計	出前講座 (※2)
4	22	10	1	2	35	0
5	34	8	2	2	46	0
6	14	8	1	2	25	2
7	21	9	2	1	33	2
8	28	6	2	3	39	1
9	21	4	1	1	27	0
10	20	7	1	1	29	3
11	17	9	0	1	27	1
12	28	4	2	2	36	0
1	18	5	0	2	25	1
2	21	9	2	5	37	0
3	20	8	1	5	34	1
計	264	87	15	27	393	11

※1) 一般住宅居住者、事業者および集合住宅居住者・管理者等に対し、一般廃棄物の適正な分別・排出の指導等を行っている。

※2) 家庭ごみの分別・リサイクルをテーマとした出前講座を随時受付している。

(2) 不法投棄防止対策

廃棄物の不法投棄に対し監視、指導を行うため、会計年度任用職員4名（2班体制）を配置し、早朝から夜間までパトロールを行っている。

また、平成14年度から監視カメラを設置し、不法投棄の抑止を図るとともに原因者の究明を強化し、早期原状回復の指導等を行っている。

(3) 不法焼却防止対策

廃棄物の焼却は、不法投棄同様、法により禁止されている行為であり、原因者に対し焼却処理基準に基づく説明を行うなど、廃棄物を適正に処理するよう指導等を行っている。

6. 家庭ごみの分け方・出し方

有料
燃やせるごみ

袋に入らない大きさの物は 80円
ごみ処理券は出すものに直接貼ってください

- プラスチック製品(50cm未満)・皮革・ゴム類など
金具はできるだけ取り除く
- 布
●衣類
素材にかかわらずすべて
- ふとん
1枚ごとにしばって
ごみ処理券を貼る
- 木・枝・板きれ
太さ又は厚さは10cm未満、
長さ50cm未満に切って束ねる
- 生ごみ(貝殻を含む) 十分に水を切る
- 食用油 紙・布などに浸すか、凝固剤で固めて
- 草・葉 土を落とし、乾燥させて指定ごみ袋に
- ペット用トイレ砂など
- 紙オムツ 汚物はトイレへ流してから
- 紙くず

※袋が破れないように、片手で持てる
程度の重さにして出してください。

有料
燃やせないごみ

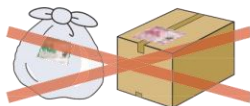
袋に入らない大きさの物は 80円
ごみ処理券は出すものに直接貼ってください

- 金属・ガラス類など
- ポータブルストーブ
灯油を完全に抜き、電池をはずす
- じゅうたん(6畳未満)
1辺を50cm未満に切断した場合は
「燃やせるごみ」へ
- カセット式ガスボンベスプレー缶
必ず中身は出し切り、出来るだけ他の
「燃やせないごみ」と区別して出して
ください
- 家庭園芸や庭掃除などの
土・砂・石
袋が破れない程度に少量ずつ

刃物や割れたガラスなどは厚紙に
包んでそれぞれ表示をする

- 50cm以上のプラスチック製品
- 20cmを超える缶

ご注意ください
収集できません



ダンボール箱や透明袋(指定ごみ袋以外)に「ごみ処理券」を貼って、ごみを出すことはできません。

無料
プラスチック容器包装

袋の中が見える
★中身を取り除く
★軽くすずぐ
★ふたは必ずはずす

このマークのついているもの
※汚れの落ちないものは「燃やせるごみ」へ

- チューブ類
- ネット
- トレイ・パック・カップ類
- アルミとの複合素材
- 発泡スチロール
- プラボトル・ふた
- ポリ袋・ラップ類

無料
缶・びん・ペットボトル

袋の中が見える
★中身を取り除きすずぐ
★びん・ペットボトルのふたは必ずはずす
★ペットボトルのラベルをはがす

- 缶
20cm以下のもの
- びん
- ペットボトル
マークのある
PET

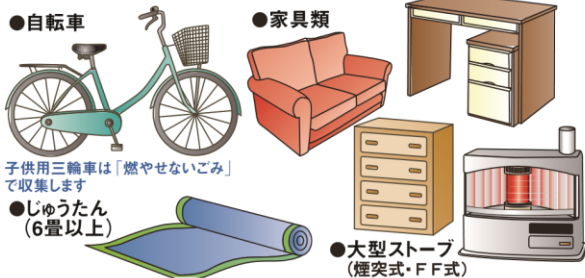
・缶、ペットボトルは、つぶさず出す
・紙製のふた・コルク栓は「燃やせるごみ」へ
・金属製のふたは「燃やせないごみ」へ
・プラスチック製のふたやラベルは「プラスチック容器包装」へ

有料 粗大ごみ

- 申込制
1 電話で申し込む
2 指定されたごみ処理券を貼る
3 指定された収集日に出す

申し込み先 ■ 環境部清掃事業課 ☎ 51-5163

重量がおおむね10kg以上100kg以下のもの、辺または径がおおむね2m以下のものが対象です。



カセット式ガスボンベ・スプレー缶の出し方について!!

カセット式ガスボンベ・スプレー缶は中身(ガス)を出し切って、燃やせないごみでお出してください。

残っているガスへの引火により、収集車の火災等が考えられます



よろしく
お願いします!



ごみ収集車等火災現場の写真

無料 乾電池

- マンガン電池・アルカリ電池
町会館・各支所などに、回収箱を常時設置しています



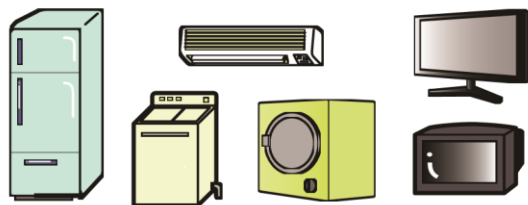
収集しない電池

- 小型充電式電池 (リチウムイオン電池・ニッケル水素電池など)
●ボタン電池
上記は回収箱のある販売店へ
注:コイン電池やリサイクルマークのない小型バッテリーなどは、「燃やせないごみ」へ



市で収集しないごみ (家電4品目)

- テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(衣類乾燥機)



・カーナビ・車載用テレビや携帯型液晶テレビなどを除く。

処理方法

- 1 購入したお店、または新たに購入するお店に引き取りを依頼する
- 2 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合(☎54-3565)が紹介します。
- 3 自分で持ち込む
○指定引取場所に持ち込む場合
(事前に郵便局で再商品化料金の振り込みが必要)
・(株)馬場本商店 西桔梗町855-2 ☎49-6668
・日本通運(株) 万代町18-12 ☎43-7772
○中間処理施設に持ち込む場合
・(株)エコネコル 西桔梗町246-27 ☎49-8880 (全メーカーの家電品取り扱い)
・(株)馬場本商店 西桔梗町112-2 ☎49-6668 (再生利用できない家電品に限る)

■引越しや大掃除などで多量に出たごみは、収集できません。一度に出す場合は、自分で処理施設に持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

市で収集しないごみ (パソコン・適正処理困難物等)

■パソコン・ワープロ

- 各メーカーに問合せ。(パソコンのみ)
- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合(☎54-3565)が紹介します。
- 中間処理施設に持ち込む場合
・(株)エコネコル
西桔梗町246-27 ☎49-8880

■90リットルタイプ以上の灯油タンク・電子レンジ・オーブンレンジ

- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合(☎54-3565)が紹介します。
- 自分で持ち込む
・(株)エコネコル
西桔梗町246-27 ☎49-8880
・(株)馬場本商店
西桔梗町112-2 ☎49-6668

■適正な処理が困難なもの

- 1 タイヤ・バッテリーなど
○収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合(☎54-3565)が紹介します。
- 2 消火器
○ガソリンスタンド・自動車整備工場・カー用品店などへ問合せ。
- 指定引取場所・特定窓口へ持ち込むか、引き取りを依頼する。【インターネットなどで検索または、清掃事業課(☎51-0796)へ問合せ。】



事業所から出るごみは、市では収集しません。
事業所で分別し、直接中間処理施設に持ち込むか、許可業者に収集・運搬を依頼してください。

7. 小型家電リサイクル

無 料

小型家電リサイクル

環境推進課 ☎85-8238

小型家電に含まれる有用金属をリサイクルするため、市内の公共施設等21か所に回収ボックスを設置し、家庭で不用になった小型家電を無料で回収しています。

回収対象

投入口(30cm×30cm)に入る大きさのもので、奥行50cm未満のもの(ACアダプタやリモコンなどの附属品も対象)

【回収対象品目の一例】



電気かみそり



電気アイロン



ヘアドライヤー



炊飯ジャー



デジタルカメラ



ゲーム機



電気ポット

回収ボックス設置施設

イオン湯川店・コープさっぽろ旭岡店・ポールスターショッピングセンター・マックスバリュ石川店・中央図書館・青年センター・総合福祉センター(あいよる21)・地域交流まちづくりセンター・神山児童館・山の手児童館・桔梗福祉交流センター・市役所本庁舎・湯川支所・銭亀沢支所・亀田支所・戸井支所・恵山支所・楳法華支所・南茅部支所・環境部事務所(大森町)・七五郎沢廃棄物最終処分場



回収ボックス

8. 古着のリユース・リサイクル

無 料

古着のリユース・リサイクル

環境推進課 ☎85-8238

古着のリユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を推進するため、市内の公共施設等6か所に回収ボックスを設置し、家庭で不用になった古着を無料で回収しています。

回収対象

【回収対象品目の一例】

- ・シャツ類 ・セーター ・パンツ(ズボン)
 - ・スーツ ・ジャージ ・皮革衣料品 ・タオル
 - ・ブラウス ・スカート ・こども服
 - ・コート, ジャンパー ・タオルケット・トレーナー ・ワンピース ・パジャマ ・浴衣 ・毛布 など
- (洗濯・乾燥済みのもの)



※汚れや破損などのあるもの、下着や着物は対象外

回収ボックス設置施設

ポールスターショッピングセンター・市役所本庁舎・亀田支所・湯川支所・環境部事務所(大森町)・青年センター



回収ボックス

9. 蛍光灯等の拠点回収

無 料

蛍光灯等の拠点回収

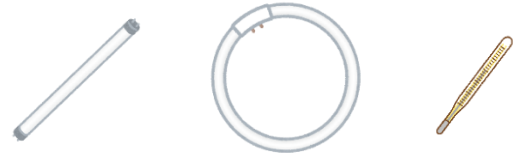
環境推進課 ☎85-8238

ごみの減量化・再資源化を促進するため、家庭から出る「水銀を含む蛍光灯等」の回収ボックスを市内の回収拠点53か所に設置し、無料で回収しています。

回収対象

【回収対象品目の一例】

水銀を含む蛍光灯(直管形・環形・電球形・コパ外形)、
水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計
※割れているもの、白熱電球やLEDランプ、電子式や
アルコール式体温計等は対象外



回収ボックス設置施設

市内の家電量販店、ホームセンターなど53か所



回収ボックス

10. 使用済みプラスチック製筆記具等のボックス回収

無 料

使用済みプラスチック製筆記具等のボックス回収

環境推進課 ☎85-8238

ごみの減量化、再資源化を促進するため、家庭から出る使用済みプラスチック製筆記具等の回収ボックスを市内の公共施設3か所に設置し、無料で回収しています。

※株式会社パイロットコーポレーションとの連携事業

回収対象

プラスチック製の使用済み筆記具、および筆記具のプラスチック製包装材
※ブランド・メーカーは問いません。

【回収対象品目の一例】

- ・ボールペンとその替芯(レフィル) ・マーカー
- ・シャープペンシルと替芯のケース・サインペン
- ・修正テープ ・筆記用具のプラスチック包装材

※軸が金属製の筆記具等、テープのり、木製の筆記具等は対象外



回収ボックス設置施設

環境部事務所(大森町)・中央図書館・地域交流まちづくりセンター



回収ボックス